

深谷市学校ネットワーク更改業務 仕様書

令和 8 年 8 月

深谷市教育委員会

1 基本事項

1.1 件名

深谷市学校ネットワーク更改業務

1.2 背景・目的

深谷市立小中学校に対して、令和元年・2年に整備した校内ネットワークについて、文部科学省 GIGA スクール構想の実現に向けた1人1台端末及び校務ネットワークの安定した稼働のため、小学校19校および中学校10校に安定した高速大容量の通信ネットワーク環境を整備する。

1.3 対象拠点

深谷市役所本庁舎 深谷市仲町11番1号他（『別紙1 拠点情報一覧』による）

2 契約

2.1 契約期間

賃借期間は契約締結日から令和14年9月30日までとする。また、その中で構築および保守業務の期間は以下の通りとする。

- （ア） 構築業務の期間は、契約締結日から令和9年9月30日までとする。
- （イ） 保守業務の期間は令和9年10月1日から令和14年9月30日までの60カ月とする。尚、調達する機器についても令和14年9月30日まで保守が可能となるよう調整を行うこと。

2.2 支払方法

- （ア） 契約方法はファイナンシャルリース契約とする。
- （イ） 構築期間に発生する役務やソフトウェアライセンス費についても、リース期間に応じた支払いとする。
- （ウ） リース期間満了後は所有権移転なしで機器（LAN ケーブル含む）は全て返却とする。リース額含めての提案とすること。

3 調達方針

3.1 事業概要と方針

深谷市立小中学校に対して、令和元年・2年に整備した校内 ネットワークについて、文部科学省 GIGA スクール構想の実現に向けた1人1台端末の安定した稼働のため、小学校19校および中学校10校に高速大容量の通信ネットワークを安定した運用を整備するため、以下の各方針に留意して提案すること。

(ア) 校務系と学習系ネットワーク環境の最適化

各校の無線アクセスポイント、フロアスイッチ、基幹スイッチを対象として高速大容量な校内ネットワーク環境を整備する。校内の無線環境として、隣接するアクセスポイント間の通信環境を常に最適化し、快適な通信を実現する。

ただし昨年度に実施した本市の校務支援システム環境を継続利用することから、校務系・学習系ネットワークは継続利用することとし、SSID は現行と同一のものを利用し、児童生徒端末および教員用端末とインターネット接続用の回線およびルータについては既存機器を流用する。

(イ) インターネット接続環境の改善

2024 年に実施したネットワークアセスメントにおいて、深谷市花園小学校、深谷市立花園中学校等における小中学校においてインターネット接続の帯域が不足していることが確認されたため、本件において以下に記載のインターネット接続の推奨帯域を満足できるようにする。

また、通信機器の故障や落雷による瞬停等による通信障害に対して、主要通信機器への対策または代替手段を講じること。

学校規模ごとの当面の推奨帯域

児童生徒数	推奨帯域 (Download)	児童生徒数	推奨帯域 (Download)
12 人	22 Mbps	525 人	511 Mbps
30 人	54 Mbps	560 人	525 Mbps
60 人	108 Mbps	595 人	538 Mbps
90 人	161 Mbps	630 人	553 Mbps
120 人	216 Mbps	665 人	566 Mbps
150 人	270 Mbps	700 人	580 Mbps
180 人	323 Mbps	735 人	594 Mbps
210 人	377 Mbps	770 人	607 Mbps
245 人	395 Mbps	805 人	621 Mbps
280 人	408 Mbps	840 人	633 Mbps
315 人	422 Mbps	875 人	647 Mbps
350 人	437 Mbps	910 人	660 Mbps
385 人	453 Mbps	945 人	673 Mbps
420 人	468 Mbps	980 人	686 Mbps
455 人	482 Mbps	1,015 人	698 Mbps
490 人	496 Mbps	1,050 人	711 Mbps

図 3.2 学校毎のインターネット接続推奨帯域

出典：GIGA スクール構想の実現 学校のネットワーク改善ガイドブック(令和 7 年 6 月改定)

https://www.mext.go.jp/content/20250630-mxt_jogai01-000035663_001.pdf

(ウ) 運用保守の利便性向上

各学校の無線アクセスポイント機器が正常に動作しているか一元管理を実

施し、機器故障時は本市指定のアドレスおよび保守事業者へメール等にてアラート通知し、迅速に障害復旧対応を実施する。また、クライアント端末の接続状況を把握できること。

既存機器に設定変更が必要な場合は既存保守事業者より見積取得し、受注事業者にて費用を見込むこと。

(エ) LGWAN 回線の利用に係る留意点

将来的に教育 NW と LGWAN 回線を物理的に分離する可能性があるため、その際の構成を検討しておくこと。

ただし、各学校の事務用端末（LGWAN 回線を利用）については継続利用することを考慮すること。

3.2 前提条件

(ア) 公共事業となることから、構築・保守事業者にて最低限以下の公的認証および資格を取得していること。

- ・品質管理関連認証 ISO9001 認証
- ・情報セキュリティ関連認証 ISO27001/ISMS 認証
- ・特定電気通信工事業

(イ) 事業者において、有することが望ましい実績（再委託等は除く）として、過去 5 年以内の本業務と関連のある以下の事業の受託実績について、「回答様式 3_業務実績等」に記載すること。

- ① 本市と同等以上の規模の自治体への GIGA スクール構想に基づく校内ネットワーク環境の構築および保守業務
- ② 本市と同等以上の規模の自治体への文部科学省が示している次世代の校務支援システム環境の構築および保守業務
- ③ その他（自治体の高度なネットワーク基盤の構築など）

4 プロジェクト管理

4.1 プロジェクト体制

- (ア) 事業者は、法令遵守しシステムの品質が守れるよう十分な体制を整えること。
- (イ) 事業者は、本業務に取り組むプロジェクト体制を明らかにすること。
- (ウ) プロジェクト体制として、プロジェクトメンバーの業務経歴および有する資格や作業責任者等の役割を明確にすること。
- (エ) プロジェクト体制に経済産業大臣が認定する情報処理技術者（プロジェクトマネージャー）または、米国 PMI 認定の PMP (ProjectManagementProfessional) のいずれかの資格を有するメンバーを含めること。

4.2 プロジェクト運営

- (ア) ネットワーク更改における具体的な体制、スケジュール、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ「プロジェクト計画書」を作成すること。
- (イ) プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。
- (ウ) プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。
- (エ) プロジェクト計画策定時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。
- (オ) プロジェクトの Scope を管理するため、仕様や要件の確認および確定に関しては、必ず書面により行うこと。
- (カ) プロジェクトを運営するため、定例会議を行い進捗報告書等にて、経過および進捗状況を報告すること。また定例会議前に議事内容を提示し、定例会議後は、事業者が議事録を作成し、速やかに提出すること。
- (キ) 設計・構築期間においては、必要に応じて検討会を実施し、スムーズな業務進行を計ること。
- (ク) 各会議の中で、課題管理表を用いて、課題の確認を行うこと。
- (ケ) ネットワーク更改を進めていくうえで必要となる関係部署、関係機関との調整用資料等の作成についても支援すること。なお、課題や資料を随時共有すること。
- (コ) システム導入に関するドキュメントは、その様式（テンプレート）や記載方法および文書番号の採番ルール等を定め、標準化・統一化を図ること。また、文書番号を附番するとともに、改版履歴を明確にすること。

5 調達範囲

5.1 本市からの要求事項

- (ア) 「1.2 背景・目的」を達成するためのシステムについて、機器を選定し提案すること
- (イ) ネットワーク更改におけるプロジェクト計画を提示し、設計、構築、試験を行うこと。
- (ウ) 機器更改後、運用保守を行うこと。

5.2 ネットワーク全体構成

学校からのインターネット接続は、各学校から直接接続する。現在学校からのネットワーク回線はベストエフォート型サービス（最大 10Gbps または 1 Gbps）の 2 種類となっている。

『図 3.2 学校毎のインターネット接続推奨帯域』および『別紙 2 ネットワークア

セスメント結果一覧』を参照して、各社有益な提案を実施すること。

なお、下図はあくまで構成イメージであり、各社にて提案すること。

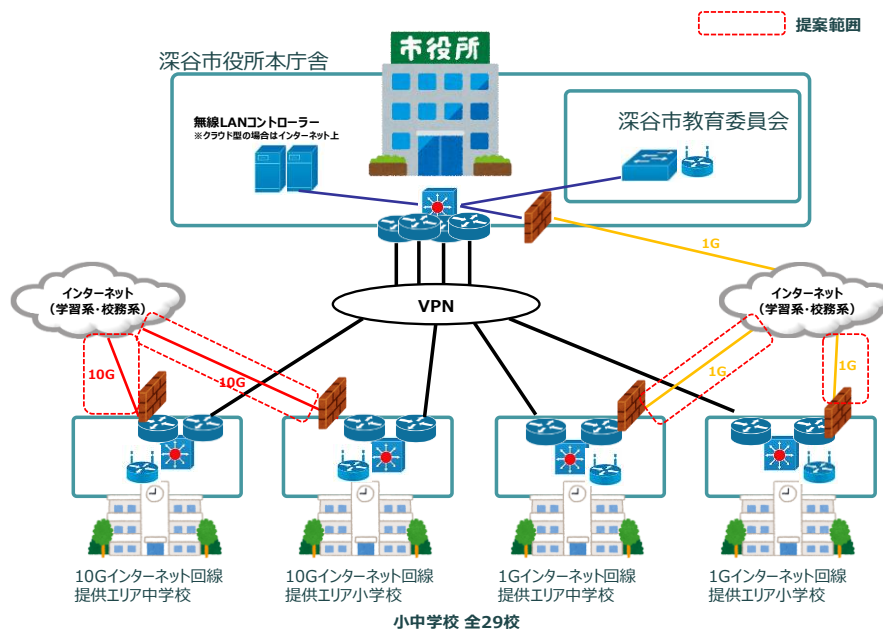


図 5.1 教育ネットワーク全体イメージ

5.3 校内 LAN 構成

校内ネットワークについて、既設機器の更改を実施すること。

アクセスポイントおよびフロアスイッチ・基幹スイッチは死活監視すること。LAN配線の工事が必要な個所は適宜実施すること。LANコンセントの新設は行わないため、電源を確保できない箇所に機器を設置する際は、PoE 機能等を適切に使用し、安定した動作を確保すること。各学校からのインターネット接続と本庁舎への閉域網接続している2種類の回線は既存のものを利用する。

なお、下図は校内 LAN 構成イメージであり更改後のネットワーク構成について各社にて提案すること。

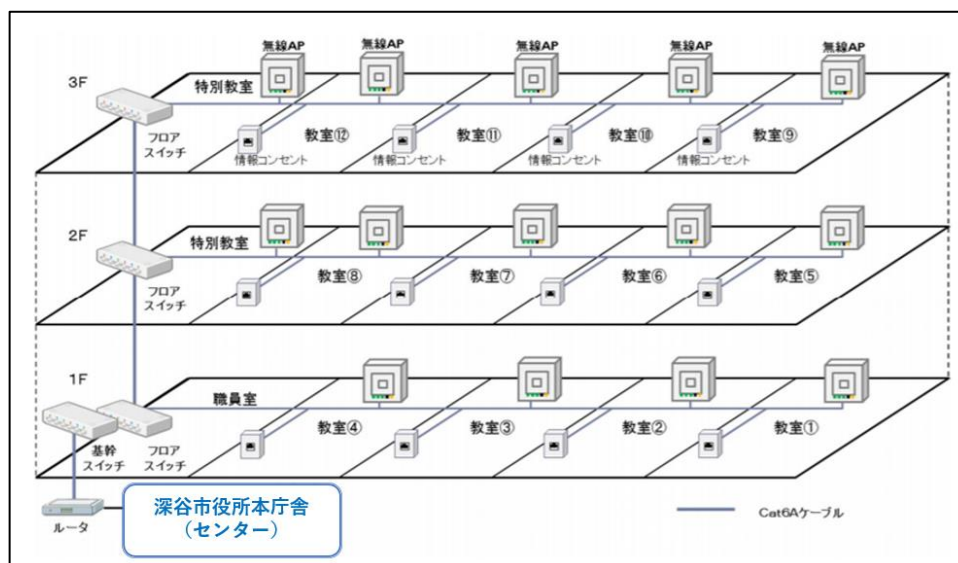


図 5.2 校内 LAN イメージ

5.4 現状の構成機器

令和元年・2年度に校内 LAN を整備したときの設置機器数量を参考として以下に示す。

- (ア) フロアスイッチ (8 ポート) 36 台
- (イ) フロアスイッチ (24 ポート) 177 台
- (ウ) 本庁舎用基幹スイッチ 3 台
- (エ) 各学校用基幹スイッチ 29 台
- (オ) 無線アクセスポイント 1,036 台
- (カ) 本庁舎用 UTM 1 台

5.5 業務範囲

本調達で実施するシステム設計構築および運用保守業務は、以下の主な項目を含むこと。

また各業務においては、情報セキュリティの確保に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和 7 年 3 月版) 及び深谷市教育委員会で定めている教育情報セキュリティポリシーを踏まえ、適切に実施すること。

- (ア) 本業務の円滑な進行を担うプロジェクト体制構築
- (イ) プロジェクトの全体管理 (進捗管理、課題管理、変更管理等を含む)
- (ウ) 機器および運用保守に必要なライセンスの調達
- (エ) 設計、構築、試験および各フェーズにおける各種ドキュメント作成
- (オ) システム導入結合テストおよびマスター校動作確認
- (カ) 完成図書の作成
- (キ) 保守手引書の作成

- (ク) 定期的な機器状態点検、システムアップデート（バージョンアップ）の実施
- (ケ) 運用保守における点検報告書と故障受付対応状況一覧の提出および定例会の実施
- (コ) 既存ネットワーク機器の設定変更

6 ネットワークシステム要件

6.1 教育委員会用インターネット接続回線

回線速度の総計が1 Gbps 以上のベストエフォート回線とすること
一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェースを有すること。

6.2 学校用インターネット接続（LBO）回線

『図 3.2 学校毎のインターネット接続推奨帯域』および『別紙 2 ネットワークアセスメント結果一覧』を参照して、利用回線を選定すること。
一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェースを有すること。

6.3 拠点間接続用 VPN 回線

ネットワークの保守回線として既存の LGWAN 回線を使用することは可能とする。

6.4 設備要件

- (ア) 複数メーカー機種の組み合わせによる相性不具合および保守上の問題を避け、ネットワーク機器監視など利便性向上のために、以下機器は原則同一メーカーとすること。
 - ・無線アクセスポイント
 - ・フロアスイッチ
 - ・基幹スイッチ
- (イ) スイッチ間の配線に関しては、10Gbps に対応した Cat6A 以上の UTP ケーブルもしくは光ファイバケーブルの配線とすること。
また無線アクセスポイントや複合機までの配線については、2.5Gbps 以上の通信帯域を満足すること。
- (ウ) 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに従い、職員室内におけるインターネット接続のためのネットワーク基幹機器については施錠管理できるラック等へ設置し、転倒および落下防止等の耐震対策を実施すること。また各学校について職員室や事務室内で施錠管理できる場所がない場合は新たにラックを用意すること。ただしラック設置スペースがない場合や、通信機器の構成上学習系・校務系ネットワーク以外の部分に影響が発生する場合などは、本市と協議のうえ設置可否や対象範囲を決定する。

- (エ) 各学校の事務用端末 (LGWAN) を継続利用するための既存機器の設定変更費用を見込むこと。設定変更費用については既存の保守事業者へ見積依頼をすること。

6.5 ネットワーク要件

- (ア) セグメント分類として以下の各グループ間の通信は、物理的もしくは論理的に分離すること。
 - ① 学習系セグメント (ネットワーク)
各校の児童生徒端末 (iPad) が接続される
 - ② 校務系セグメント (ネットワーク)
教育委員会及び各校の教職員用端末 (校務 PC) および複合機が接続される
 - ③ 一般事務 (LGWAN) 系セグメント (ネットワーク)
各校の事務用端末 (LGWAN) が接続される。各校閉域網を通じてセンター回線経由で本庁舎へ接続されること。
- (イ) 各セグメント間の通信は不可とする
- (ウ) 各校の学習系セグメントと校務系セグメントはローカルブレイクアウト回線を通じてインターネット接続上の各種サービスを利用すること。なお、学習系および校務系のクラウドサービスへは、既存認証方式にて接続することとし、変更が発生する場合は受注事業者にて費用を見込むこと。
- (エ) 各学校の既存のインターネットブレイクアウト用ルータについては 2023 年度に導入したため既存機器を流用すること。設定変更が必要な場合は、受注事業者にて費用を見込むこと。
- (オ) 各アドレス、VLANID については行政系ネットワークとの重複回避のため、既存環境を踏襲とし再設計が必要な場合は、適切なルーティング、アクセス制御を実現すること。
- (カ) 児童生徒端末、教職員用端末については DHCP により IP アドレスを取得できるよう設計すること。

6.6 無線 LAN 要件

- (ア) 各学校の無線アクセスポイントを一元管理すること。なお、オンプレ型の場合は本庁舎サーバー室内へ設置し、学校間の通信については、既存の閉域網を利用するため接続ルータ等について適切な設定を実施し、既存通信環境に影響を及ぼさないようにすること。クラウド型の場合は、国内の法令及びガイドライン等に準拠し、適切な情報セキュリティ対策が講じられていること。
- (イ) 無線アクセスポイントから出力される SSID について、学習系セグメントと校務セグメントの 2 種類を出力し、パスワード、認証方式と合わせて現行と同一

とすること。なお SSID およびパスワードの変更が必要な場合は各端末への設定変更を受注者の負担にて実施すること。

- (ウ) 無線アクセスポイントおよび各種 NW 機器が故障した際に、指定アドレスへ故障通知を発報すること。
- (エ) 将来的に無線アクセスポイントの移設や増設をすることを見据え、フロアスイッチのポート数については、収容数に余裕を見込むこと。
- (オ) 無線アクセスポイントの増設が発生する場合は、機器は予備機から払い出すこと。現在運用中の実績として、2026 年度までに無線アクセスポイント 7 台の予備機のうち 4 台を利用した。

6.7 機器仕様

選定する機器については、以下の仕様を満たす機器にて各社提案すること。

(ア) フロアスイッチ (8 ポート)

(ハードウェア・機能仕様)

- ① 装置単体で 100/1000/2.5G/5G のインターフェースを 8 ポート以上有すること。
- ② 装置単体でスイッチングファブリックは 540Gbps 以上であること。
- ③ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 4,094 以上の VLAN を設定可能なこと。

(運用・管理機能)

- ④ SNMP エージェント機能を有し、管理が可能なこと。
- ⑤ Syslog サーバーへログを転送できること。

(イ) フロアスイッチ (24 ポート)

(ハードウェア・機能仕様)

- ① 装置単体で 100/1000/2.5G/5G のインターフェースを 24 ポート以上有すること。
- ② 装置単体でスイッチングファブリックは 540Gbps 以上であること。
- ③ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 4,094 以上の VLAN を設定可能なこと。

(運用・管理機能)

- ④ SNMP エージェント機能を有し、管理が可能なこと。
- ⑤ Syslog サーバーへログを転送できること。

(ウ) 本庁舎用基幹スイッチ

(ハードウェア・機能仕様)

- ① 装置単体で 100/1000 のインターフェースを 24 ポート以上有すること。
- ② 装置単体でスイッチングファブリックは 128Gbps 以上であること。

- ③ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 4,094 以上の VLAN を設定可能なこと。

(運用・管理機能)

- ④ SNMP エージェント機能を有し、管理が可能なこと。
- ⑤ Syslog サーバーへログを転送できること。

(エ) 学校用基幹スイッチ

(ハードウェア・機能仕様)

- ① 装置単体で 100/1000/2.5G/5G/10GBASE-T のインターフェースを 24 ポート以上有すること。
- ② 装置単体でスイッチングファブリックは 560Gbps 以上であること。
- ③ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 4,094 以上の VLAN を設定可能なこと。

(運用・管理機能)

- ④ SNMP エージェント機能を有し、管理が可能なこと。
- ⑤ Syslog サーバーへログを転送できること。

(オ) 無線アクセスポイント

(ハードウェア・機能仕様)

- ① アンテナ形式が内蔵であること。
- ② 装置単体で 100/1000/2.5G/5GBASE-T のポートを 2 ポート以上搭載していること。
- ③ IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上に準拠すること。
- ④ IEEE 802.11k(Radio Resource Measurement of Wireless LANs)、IEEE 802.11r(Fast Basic Service Set Transition)、IEEE 802.11v (Basic Service Set Transition Management Frames)に準拠した Fast Roaming に対応していること。
- ⑤ 2.4GHz 帯と 5GHz 帯を同時利用可能なこと。
- ⑥ 2.4GHz 帯は 4 空間ストリーム、5GHz 帯は 8 空間ストリームに対応していること。
- ⑦ 暗号化機能として WEP(64/128bit) 及び WPA/WPA2(TKIP/CCMP)、WPA3(CCMP/GCMP)が利用可能であること。
- ⑧ IEEE 802.1Q に準拠した VLAN が設定可能なこと。
- ⑨ MAC アドレスフィルタリング機能を有すること。
- ⑩ 天井、壁、卓上設置できること。
- ⑪ IEEE802.1x に準拠すること。

(運用・管理機能)

- ⑫ SNMP エージェント機能を有し、管理が可能なこと。
- ⑬ Syslog サーバーへログを転送できること。

7 施工要件

7.1 作業制約

校内での機器入れ替えや配線工事等は、夏休み期間等の児童生徒が学校で活動していない時期での対応を原則とする。

ただし、放課後等の児童生徒の活動や校務システム等の利用へ支障がない場合は協議とする。

7.2 配線工事

(ア) 配線箇所

校内配線は令和2年度に整備しているが職員室内においては令和2年以前より配線されている。校内および職員室内の配線については流用することは可能とするが、流用する際は受注事業者の責任にて利用すること。ただし以下については最低限配線を敷設することとする。

- ・ 深谷市役所本庁舎 3階 教育委員会からサーバールーム間
- ・ 全学校 職員室内の基幹スイッチから複合機間

(イ) 配線ルート

事前に現地調査を行うこと。現地調査の結果、必要な場合は以下の内容も実施すること。

- ・ 配線を行う際、区画や壁の貫通工事がある場合は対応すること。
- ・ 露出する場合はモール等で保護すること。
- ・ 点検口が追加で必要な場合は設置すること。
- ・ そのほか必要な場合は協議により決定する。

7.3 機器交換作業

各機器の設置において、原則ラック内や収容BOXなど既存と同場所へ設置とするが、収容スペースなど各校の現地調査を実施し、機器更改作業前に本市の承認を得ること。

7.4 電源工事

基幹スイッチ・フロアスイッチ・無線LANアクセスポイントを設置する際に電源工事が必要な場合は電源工事を行うこととする。電源盤等の増設や改修が必要な場合は別途本市教育委員会と協議すること。必要な場合は電源タップも受託者にて準備すること。

7.5 既設機器の撤去およびデータ消去

本構築において、更改対象の既設機器を撤去すること。なお既設機器撤去後はデータ消去を実施し、消去証明書を提出すること。

撤去・データ消去した機器は、構築事業者にて指定期間の保管場所を提供すること。
深谷市にて廃棄をするため、保管場所は原則県内とし、保管期間については撤去後最大6カ月程度を見込むこと。

8 試験要件

8.1 試験計画

構築事業者は事前に試験計画書を作成し、教育委員会の承認を得ること。

8.2 試験内容

- (ア) 新規調達した機器は各校へ出荷前に単体試験・結合試験を実施すること。
- (イ) 敷設したケーブルについては損失測定試験を実施し基準値内であることを教育委員会へ書面にて報告すること。
- (ウ) ただし既製品のパッチケーブルを購入して利用した場合はこの限りではない。
- (エ) 各校の作業後に現地作業試験を実施すること。なお各学校の指定範囲で電波強度測定試験を実施し、合わせて報告すること
- (オ) すべての予定作業が完了したあと、教育委員会立ち合いのもと受入検査を実施すること

8.3 試験報告

試験および検査結果は試験検査結果報告書として、本市へ報告し工事完了前に承認を得ること。

9 運用・保守要件

9.1 受付および故障対応

学校に接続している回線や児童生徒・教職員が利用するネットワークを一元的に故障受付・切り分け・手配を実施できること。

具体的な保守項目を以下に示す。

(ア) 故障受付／切り分け／手配

① 保守手引書作成・管理

- ・一元受付を実施するための保守手引書を作成すること

② 一元受付／故障切分け

- ・平日、日中帯（9時～17時の間）の一元受付（教員からの故障申告にも対応すること）
- ・故障申告に対する問診切分け及び故障箇所の特定
- ・問診で切分けできない場合、遠隔または現地に駆けつけ、調査・切分けを実施

③ 故障手配

- ・故障申告に対する代行手配及び回復確認

(イ) ハードウェア保守

平日、日中帯（9 時～17 時の間）において遠隔またはオンサイトによる切り分け／復旧作業を行うこと。必要に応じて予備機での対応も考慮すること。また構築期間中において本市の責によらない故障等が発生した場合においても、事業者にて交換等の対応を実施するよう、受注事業者にて費用を見込むこと。

(ウ) 体制

故障・障害発生時に迅速に対応するため、構築・保守事業者は同一会社にて対応すること。

また問い合わせ窓口についても、保守事業者で保有するサポートセンタ内に設置すること。

9.2 定期点検

無線アクセスポイントや各スイッチ類など、本件で調達するすべての機器が正常動作していることを遠隔にて確認し本市へ報告すること。

なお点検頻度については月 1 回以上として各社提案すること。

9.3 運用保守報告会

(ア) 半期に 1 回以上の保守定例報告会を実施し、定期点検結果や故障対応状況や保守上で発生した課題を報告すること。

(イ) 無線の使用率や無線クライアント状態などの無線環境の快適度を視覚的に表示し報告すること。また、学校から受けた問い合わせをまとめ、問い合わせ当時のネットワーク状況と合わせて報告すること。

(ウ) 無線 LAN アクセスポイントに接続しているクライアントの接続状況を定点観測し、端末の接続状況を報告すること。

(エ) 運用保守上で発生した課題は、受注事業者は解決に向けた提案を本市へ実施すること。

10 完成図書および納品方法

10.1 完成図書内容

以下のドキュメントを完成図書として本市へ提出すること。

(ア) 回線情報の一覧

(イ) ネットワークの構成図（論理、物理）

物理構成図は、物理ポートごとに接続先を明記し、LAN ケーブルや光ファイバーの敷設箇所も併せて記録すること。

論理構成図は、インターフェースごとの IP アドレス、VLAN 等の情報を記載すること。

(ウ) ネットワーク機器の設定情報

- (エ) VLAN 情報一覧
- (オ) 校内配線図
- (カ) 試験成績表（新規敷設したケーブル損失測定試験結果含む）
- (キ) 作業写真（作業前、作業後）
- (ク) 打合せ記録
- (ケ) 完了報告書
- (コ) プロジェクトの中で発生したドキュメント一式
- (サ) その他市が指示するもの

10.2 納品方法

納品については、A4 パイプファイルにて 1 部、電子記録媒体にて 1 部を提出すること。

11 その他

- (ア) 機器についてはハードウェア保守 5 年を含める、もしくは 5 年間保守にてライセンスおよび保守費を積算すること。
- (イ) 施工にあたっては、建設業法など各種法令を遵守すること。
- (ウ) 中古物品ではなく、新品を納入すること。
- (エ) 先行している学校を参考にしながら高品質の製品を採用すること。
- (オ) サプライチェーン・リスクを考慮した製品を選定すること。
- (カ) 以下の保守事業者へ、既存機器の設定変更が発生する場合は見積もりを依頼し取得すること。

① 深谷市行政 NW、校務支援システム（教職員用端末を含む）

NTT 東日本株式会社 埼玉事業部 埼玉支店

田中 美穂、及川 未裕

TEL：0120-980-411

MAIL：oikawa-tanaka-gm@east.ntt.co.jp

② 児童生徒用端末

リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 埼玉支社

公共文教営業部 公共文教 1 グループ アシスタントマネージャー

菊地 直哉

TEL：048-664-4331

MAIL：naoya_kikuchi@jp.ricoh.com